

1. 平成 24 年度予算案について

(1) 財政について

財政指標を見ると、実質収支は政令市第 2 位で 1 位の横浜市とあまり差がありません。経常収支比率は 1 位です。財政が好転していることは喜ばしいと思います。公債費比率も着実に低下していますが、H17 をピークにこの傾向は続いています。安宅・萩原市政の放漫経営に歯止めをかけて、起債を償還元金よりも抑えることを議会で提案し続けて、方向転換を図ってきた成果が現れていると考えます。

岡山市は財政健全化に努力していると評価します。しかし、日本の政治は市の努力を台無しにし、市民に対して重いつけを回すことになりかねません。一つは、復興増税です。毎年 2 億円の増収と答弁されました。

二つ目は、消費税増税です。財政局長はわが党の代表質問に対し、消費税が 3 % から 5 % に増税なっても岡山市の市民税収入は変わらなかったと答弁しました。しかし消費税が値上げされた翌年からの市民税は毎年減り続けて 6 年連続で減少し H16 は H9 に比べて 118 億円 (△24%) も減ってしまいました。市民の懐が痛めつけられたことの証です。再び、ここで消費税の増税になると、当時と比べ物にならない打撃を受けて市民税は数百億円の減収になることは明らかです。

質問します。

ア. 消費税増税の市民税への影響をどのように予測されますか。

イ. 毎年通常債で約百億円の市債残高削減を続けていますが、5 年後の残高目標をお示しくください。

(2) 経済施策について

国民の不安を解消するには雇用の安定がとても大事です。新年度予算では 255,974 千円の震災等緊急雇用対策事業を計上しています。ここ数年緊急雇用対策をとってきましたが、正規雇用につながっているのか疑問があります。また、岡山市の企業の大部分を占める中小の商工業者も不況の中で売り上げが減っている、仕事がない、下請け単価を切り下げられる、消費税を価格に転嫁できないなど困っています。経済の応援施策が求められます。そこで質問します。

ア. 緊急雇用対策でこの間支出した額及びこれが効果を発揮し正規雇用に結び付いた人数をお示しくください。

イ. 派遣会社任せの雇用対策事業について費用対効果を考え、ご所見を聞かせてください。

ウ. 地元の中小企業の発注が増え仕事が回るために岡山市としてとるべき手立てはどんなことが考えられますか。

エ. 24 年度予算で中小企業の事業活動を支援するためにとられた方策はどんなものがありますか。

(3) 社会保障について

国民健康保険料の据え置き、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成、心身障害者医療費助成など評価すべき点があります。しかし、子供の医療費助成は据え置かれたままです。子育て応援を謳うこととはそぐいません。また保育園の入園希望者は多くいて、働きに行くことができない人も多くいます。子育て応援施策について質問します。

- ア. 県下で最低の子どもの医療費無料化の年齢拡大を段階的にでも実施すべきではありませんか。
- イ. 待機児0で保留児だとかまかしを続けていては、問題の解決につながりません。保育が必要なところに必要な施設が足りていないことは明らかです。必要なところの施設が何人欠けているかを調査し必要な施設確保を目指すべきではありませんか。新年度はどこに何人の施設を募集しますか。
- ウ. 学童保育の充実のために新年度予算で取り組んだことはなんですか。

(4) 環境施策について

家庭ごみ減量化は目標どおり進んでいます。しかし、横浜市、名古屋市の取り組みに比べると市民の運動とはなっていないと思います。ESD 最終年会合の取り組みとも併せて、市民の協力でより進んだ減量化への取り組みが必要です。ごみ有料化による収入のうちの多くが「環境にやさしい都市づくり」として使われていますが、原発がなくても暮らせる社会、地球温暖化防止のためには一層の努力が求められます。

- ア. ごみ減量化へのさらなる目標達成への意気込みと方策についてのご所見をお聞かせください。
- イ. 可燃ごみ減量化により焼却場の能力にゆとりが生まれています。しかし、このままの運転を続けるとのことですが、焼却施設の休止に対する問題点、懸念を明らかにしてください。
- ウ. 再生可能エネルギー普及の岡山市の目標と到達点をお示しください。目標達成のためにはどのような施策を講じることが必要と考えられますか。
- エ. 予算枠の拡大だけで太陽光発電の普及は達成できますか。

(5) 教育について

岡山の教育の荒廃が大きな問題になっています。新年度予算では、「自ら学び考える力・豊かな心の育成」、「子供の育成に関する相談・支援体制の充実」の予算が計上されています。全体を見て、対処療法的、つぎはぎだらけの対応との印象を持ちます。

そもそも教師はこの中でどんな役割を持っていますか。教師を志したのは「子供の成長を見届けたい」との思いからこの職業を選択するものではありませんか。各種支援員はいますが、誰が責任を持って一人ひとりの子供と向き合うのですか。発達障害支援員は教員の兼務になっているようですが、愛媛県では特別教育コーディネーターという専門の人を配置し、

教育センターや医療機関の専門家としっかり手を携えた対応をしています。落ち着いて授業を受けられないと発達障害のある子や親を悪者にして、必要な手立てを十分尽くしていないのではありませんか。また学力全国一の山形県では早くから 30 人学級を実施して教師が子どもたちに目が届く体制を作ってきました。

- ア. 教師が責任を持って教育できるように、岡山市も思いきって 30 人学級を実施することこそ必要と思いませんか。
- イ. 発達障害児支援は専任を配置し、必要な研修を積み、医療機関などと連携をとる体制作りが求められているのではありませんか。

2. 地域保健活動の充実について

新年度から、合併地区にそれぞれ配置していた保健師、栄養士が建部を除き、支所になくなると仄聞しています。合併地域ではそれぞれ高齢化が進む中で地域の医療機関も少ないことから元気で長生きができるようにと予防医療、健康増進を図ってきました。その活動を中心になって担ってきたのが保健師であり栄養士です。平成 22 年度岡山市国民健康保険の医療費分析報告書によると、御津地域は男女ともにメタボが少ないとの調査結果が示されています。定期的に健康維持・増進の話を集落ごとにきめ細やかに続けていることも大いに寄与しているのではないのでしょうか。御津国ヶ原では栄養士・保健師と話し合いをして毎月健康教室を開催しています。支所に栄養士・保健師がいなくなると気軽に相談ができなくなると心配の声が出ています。「ベテランの専門職員が退職し、若い職員では 1 人では対応が難しいので、複数で相談し対応する必要がある」と、統合の理由が言われています。そこで質問します。

- (1) この間の職員の採用が不十分であったことが統合の最大の原因だと思うがご所見を。
- (2) 御津支所の職員が建部支所に移るそうですが、面積、集落の数、人口、北保険センターとの連携、職員の移動時間の負担などいずれをとっても御津金川にいるのが優位と思うが、あえて福渡に統合する理由をお示してください。
- (3) 統合により専門職員がいなくなることへの住民の不安に対しどのような対応をしますか。

3. 住宅リフォーム助成について

今年度住宅リフォーム助成制度を実施しましたが、来年度予算には計上されていません。この事業についての検証はどのようになされたのかお尋ねします。

- (1) 経済効果はどうだったのか。
- (2) 岡山市の中小建設関連業者の経営状況をどのように把握しているのか。
- (3) 地元の中小零細企業に仕事が回るように工夫されていたのか。
- (4) 予算の執行はどうなったのか。
- (5) 事業実施の規模は他の自治体に比べてどうだったのか。

4. 産廃処分場について

(1) 産廃行政の在り方

2月下旬に香川県綾川町で水質汚濁に係る環境基準を超えた発がん物質1.4ジオキサンが水道水源地付近で検出され、原因が産廃処分場にあるとの報道がありました。産廃企業のHPを見ると「高度な浄化能力を備えた浸出水処理施設など、環境に万全な配慮をした220万 m^3 の新管理型処分場は業界でも注目を集めた」と載っているのも、とても素晴らしい企業がどうして有害物質を流したのか調べる必要があると考え、報道の翌日現地に行き、県及び町の関係者から聞き取りをするとともに、現地をつぶさに見て回りました。結果は、今回事故を起こしたのは6つある処分場のうち第2期のものだったので、最新のものではありませんでした。しかしこの調査でいくつかのことがわかりました。

県廃棄物対策課は、ジオキサンは廃棄物処理規制項目にないからと廃棄物対策課は関計ないという態度でした。埋め立て終了から19年たっているのに、処分場の廃止届が出されていない。これは、いまだに水質が安定していなくて廃止ができないことを意味しています。業者は過去にもジオキサンを流出したことがあるので、県の指導で定期的に検査をしており、1月の時点で検出していたが基準値以内だと報告をしていなかった。

結局、下流17kmにある丸亀市の浄水場の水質検査で検出し表面化した。5か所で検査しそのうちの2か所が基準値を超し、3か所も基準ギリギリでした。このことは、業者が調査するから大丈夫ということにはならないことの証です。質問します。

ア、廃棄物の規制項目にないからと水源地上流における環境基準を超える水を流していることについてどのように考えますか。

イ、検査は業者が実施するというので、公的機関の検査がなくてもよいと考えますか。

ウ、産廃処分場下流に長柄ダムがあり、主に農業用水として使われています。現在、基準値を超えているので放流を注視しています。仮に農業用水として利用できなくなった場合の責任の所在はどのようにになると考えますか。

(2) 御津河内処分場について

設置審議会は第3回の答申を昨年末に出しました。この中で廃プラが70%を占める素材の素性に対し業者に判断を問う記述があります。設置審議会の委員はさまざまな専門性を持っている方の集まりだと思えます。質問します。

ア、その方々の中で、廃プラが70%を占める埋立素材は比重1.2程度の破碎不燃ごみと同様であると意見を言った人はいますか。また、逆に同じとは考えにくいという意見はありましたか。

イ、設置審議会が結論を出すことを先送りにしているのは、廃プラの素性について十分な検証、実験をしたデータがないからではありませんか。

ウ、だとすると、業者の安定計算それ自体に信憑性が備わっていないことの表れとは考えませんか。

エ、業者の安定計算の根拠を実験により証明することが求められるのではありませんか。